

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年4月28日提出
【ファンド名】	リアルアセット関連証券ファンド（毎月決算型） リアルアセット関連証券ファンド（年2回決算型）
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 隆宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	北添 道生
【連絡場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【電話番号】	03-6453-3610
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「リアルアセット関連証券ファンド（毎月決算型）」及び「リアルアセット関連証券ファンド（年2回決算型）」（以下、総称して、あるいは個別に「当ファンド」又は「各ファンド」といいます。）について、信託の終了（繰上償還）に係る手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）信託の終了の年月日

2026年7月6日（予定）

各ファンド毎に書面決議を行い、「リアルアセット関連証券ファンド（毎月決算型）」及び「リアルアセット関連証券ファンド（年2回決算型）」のうちどちらか1ファンド又は両ファンドにおいて信託の終了が可決された場合に、両ファンドとも信託を終了します（両ファンドとも否決された場合、信託は終了せず、両ファンドとも運用を継続します。）。

書面決議は各ファンド毎に行い、2026年5月1日現在における議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により、信託を終了します。

（ロ）信託の終了に係る決定に至った理由

主要投資対象ファンドの運用残高が急減したことにより、当ファンドの運営にかかる費用のうち、主要投資対象ファンドの運用管理費用以外の費用が占める比率が顕著に上昇し、当ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響が生じており、また今後も運用残高の大幅な増加は見込み難い状況であることから、適正な商品の提供の観点から資金を返還することが受益者にとって合理的かつ有利であると判断したため、当ファンドは投資信託約款第39条第1項の規定（この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき）に基づき、当該信託契約を解約し、信託を終了させるための手続きを行うこととしました。

（ハ）法令に基づき信託の終了に係る決定に関する情報を発行者の発行する特定有価証券の保有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

- ・2026年5月1日現在の当ファンドの知れている受益者に対し、書面を交付します。
- ・2026年4月28日に三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社のホームページアドレス（<https://www.smtam.jp/>）に当該信託の終了に関するお知らせを掲載します。